

天草のさりー広告通知実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市内に店舗や事業所を有する事業者（以下「事業者」という。）が、電子商品券スマートフォンアプリ「天草のさりー」の通知機能を利用し広告や求人募集をすることに関し、天草市広告掲載要綱（平成19年12月20日告示第251号。以下「要綱」という。）及び天草市広告掲載基準（平成19年12月20日告示第252号。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告等の範囲)

第2条 本要領における広告や求人募集（以下「広告等」という。）は、要綱及び基準に適合するものとする。

(広告等の通知頻度)

第3条 広告等の通知は、1日1回程度を限度とする。

(広告等の申込及び決定並びに期間)

第4条 要綱第6条の規定による広告掲載の申込は本項によるものとし、広告等を申込しようとする事業者は、広告等の通知を希望する日の2週間前までに天草市電子申請サービスにて申し込むものとする。

2 同日の通知を希望する事業者が2者以上いた場合は抽選とする。ただし、同月内に同一の事業者が複数回の申込をしている場合は、申込回数が少ない事業者を優先する。

3 要綱第7条の規定による広告掲載の決定は本項によるものとし、第1項の規定により申込があった場合は、市長は内容を審査の上通知の可否を決定し、その旨を電子メールにて広告等通知日の3日前までに通知するものとする。また、前項の場合における当落についても同様とする。

4 広告等の掲載期限は、第1項の希望日より1ヶ月以内とする。ただし、求人に係る広告の場合は3ヶ月以内とする。

(広告等通知決定者の責務)

第5条 広告等を通知することが決定した事業者（以下「広告等決定者」という。）の責務は要綱第8条の規定によるものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

(広告等掲載料)

第6条 広告等決定者は、広告決定日より1ヶ月を経過する日までに広告等掲載料を支払わなければならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

2 前項の広告等掲載料は、次の各号に掲げる額とする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

- (1) 天草のさり一案内所掲載者の場合 5,000円
- (2) 電子宝島商品券取扱事業者の場合 10,000円
- (3) 紙のみの宝島商品券取扱事業者の場合 20,000円
- (4) 前各号以外の事業者の場合 40,000円

(広告等の取消し)

第7条 市長は、要綱第9条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告等の通知決定又は掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告等掲載料が前条第1項の期日までに支払われない場合。
- (2) その他広告等を通知及び掲載することにより支障が生じると市長が認める場合。

2 要綱第9条第2項による広告掲載取消しの通知は、電子メールにて行うものとする。

3 第1項の規定により広告等の通知及び掲載を取り消した場合、第6条で支払われた広告等掲載料は返還しない。ただし、広告等の通知前の場合はこの限りではない。

附 則

この要領は、令和4年9月16日から施行する。

この要領は、令和5年12月11日から施行する。